

難病患者の医療費助成制度の充実を求める意見書

本年1月、難病法施行前から医療費助成を受けていた56疾患の患者に対する助成継続の経過措置が終了したことにより、多くの「軽症者」が対象から外れ、全国で約72.2万人のうち2割以上に当たる約15万人が助成継続を認められなかったことが明らかとなった。

助成の対象外となった難病患者は、医療費の自己負担が増すほか、年1回の更新手続時に自治体が出す制度変更の通知などを受け取れなくなる。日本難病・疾病団体協議会は、「3割の自己負担は患者には重く問題。軽症者も重症化を防ぐ治療が必要で、支援が届くようにすべき」と訴えている。

2015年1月の難病法施行時に、国が医療費を助成する病気の数を拡大した一方で、全体の助成額を抑制するため軽症者を対象から原則外す措置をしたことが、今回の問題を招く根本原因となっている。

難病の実態を把握し、難病の原因究明や治療法の早期開発などにつなげるためにも、また社会的支援を強めるためにも、疾病間の不平等をなくし、軽症患者も全て指定難病患者として医療費助成の対象とすべきである。

よって、国におかれては、重症度分類基準の選別を行わず、全ての難病患者を医療費助成の対象にするなど、難病患者の医療費助成制度を充実するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 土 森 正 典

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣 } 様